

区画整理 ニュース

〔川西市中央北地区整備事業〕

平成 24 年 4 月 20 日発行

第 16 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

せせらぎ遊歩道ワークショップ

せせらぎ遊歩道ワークショップの市民発表会を行いました！

3月24日（土）にせせらぎ遊歩道ワークショップの市民発表会を行いました。当日はワークショップ参加メンバーを含め、約40の方がご参加いただきました。

せせらぎ遊歩道ワークショップでは「せせらぎ遊歩道南線」の整備計画について、計9回の日程でワークショップを開催し、整備計画や活用方法等の仕組みに至るまでを議論してきました。ワークショップで取りまとめた整備計画案の実現に向けては、まずは多くの市民の方にせせらぎ遊歩道の整備計画について知っていただき、関心をもってもらえることが大切だと考えています。

そこで、1年間議論を重ねてきたことを、多くの市民の方に知っていただくために、市民発表会を開催しました。市民発表会では、ワークショップメンバーの代表により、ワークショップの経緯や話し合いの内容、「わたしたちが考えたせせらぎ遊歩道」について説明が行われました。

また、ワークショップの記録として、計9回のワークショップの様子がまとめられた動画の上映や、「わたしたちが考えたせせらぎ遊歩道」の200分の1の模型が展示されました。

～当日のプログラム～

- その1 開会の挨拶
- その2 ワークショップメンバーの紹介
- その3 コーディネーターより挨拶
- その4 経緯説明及び「1/200の思い出」上映
- その5 わたしたちが考えたせせらぎ遊歩道！
- その6 コーディネーターよりコメント
- その7 市長への提出
- その8 参加者からの感想
- その9 まとめと総括



ワークショップメンバーの紹介



市長への「報告書」の提出の様子

中央北まちづくり指針策定委員会

中央北地区まちづくり指針がまとまります！

3月22日（木）14時より第5回中央北まちづくり指針策定委員会を開催し、中央北まちづくり指針（案）の議論を行いました。

まちづくり指針は、「中央北地区のまちづくり方針」に示されたまちづくりの考え方にに基づき、当地区のもつポテンシャルを最大限に引き出すことのできるまちづくりを適切に誘導するために、土地利用、都市空間の構成等に関する「まちづくりのルール」などを「指針」として示したもので、中央北地区全体について開発誘導の基本的な方向性や基本事項について示すものです。

委員会では、どうすればまちづくり方針を具体化し、より良いまちをつくることができるかに向けて、最終的な中央北まちづくり指針（案）のとりまとめの議論を行いました。今後、委員会での意見を受け、最終案をとりまとめる予定です。

以下に地区全体の付加価値の向上という方向性を受け、民間事業者の役割と責務として、項目ごとに具体的な誘導の内容を定める「開発誘導の方針」の抜粋を示します。

◆歩行者空間の充実のための壁面後退に関する方向性

豊川橋山手線沿道については、敷地境界線より壁面後退を1.0mとし、壁面後退部分については、歩道と同等の仕上げとして連続させ、歩行者空間の充実に図ることとします。



◆緑化誘導に関する方向性

歩いて暮らしやすく、うるおいのある都市環境を実現するために、公共施設等からの見え方に配慮した緑化を行うこととします。



◆景観に関する方向性

「せせらぎ遊歩道南線」及び「豊川橋山手線」の沿道の建物については、沿道建物による圧迫感を軽減するなどの配慮を行うものとします。

せせらぎ遊歩道南線の沿道の建物については、アメニティ軸として、せせらぎ遊歩道を魅力的な空間とするために、建物のエントランスやオープンスペースの位置をせせらぎ遊歩道側に設けたり、素材や色などの建物の外観に配慮を行うものとします。

◆共同住宅への生活支援機能誘導に関する方向性

合理的かつ健全な高度利用を進めていくエリアの低層部には、定住魅力を高めるための生活支援機能（民設民営）を誘導することとします。

共同住宅の建設にあわせて、低層部へ生活支援機能を導入した場合、容積率の緩和を行います。

◆低炭素配慮に関する方向性

地区内の土地利用にあたっては、建築物等の省エネルギー対策や壁面緑化、屋上緑化、太陽光パネルの設置や太陽光等の再生可能エネルギーの活用、国が制定を予定している都市の低炭素化の促進に関する法律に関して積極的な活用の模索などの内容について配慮していただきます。



事業の流れと進捗状況

平成 24 年度は仮換地の指定に向けて事業を進めていきます。

< 仮換地の指定とは？ >

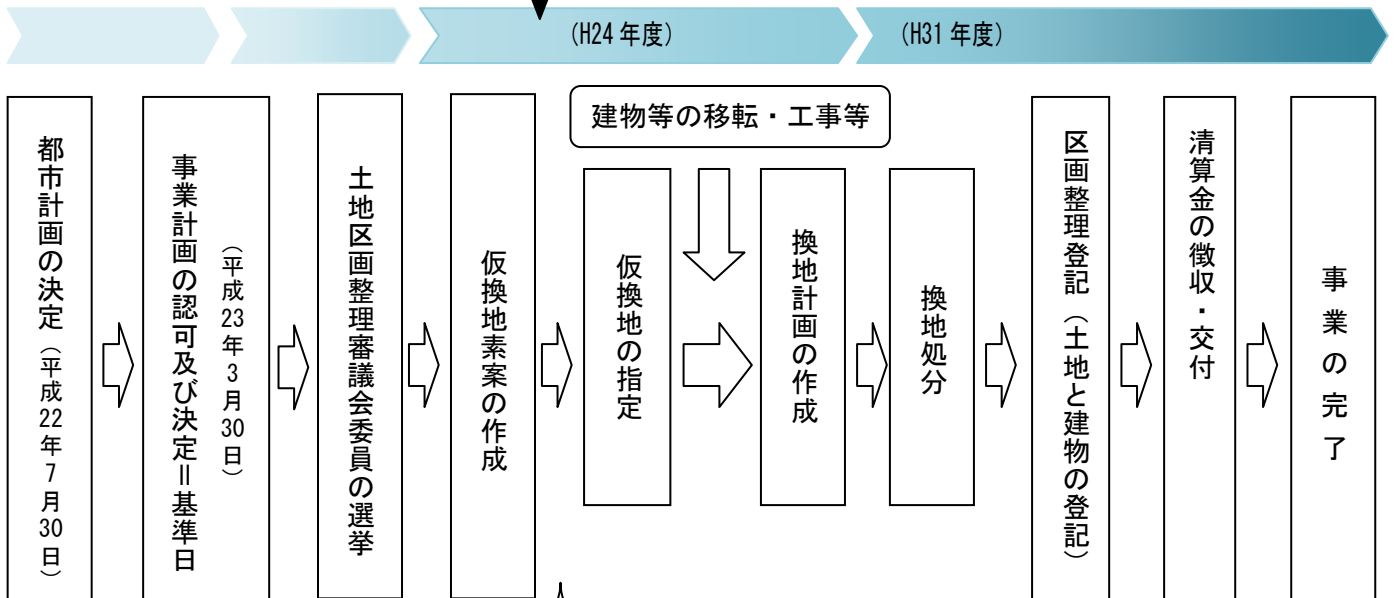
権利者の方々に対し、現在利用されている土地（従前地）に対して、区画整理後に利用していただく土地（換地）を指定する行政処分のことです。

道路や公園、宅地造成などの工事を行う必要があることから、従前地の利用を停止し、建物の移転や工事などを行っていくために必要な手続きです。

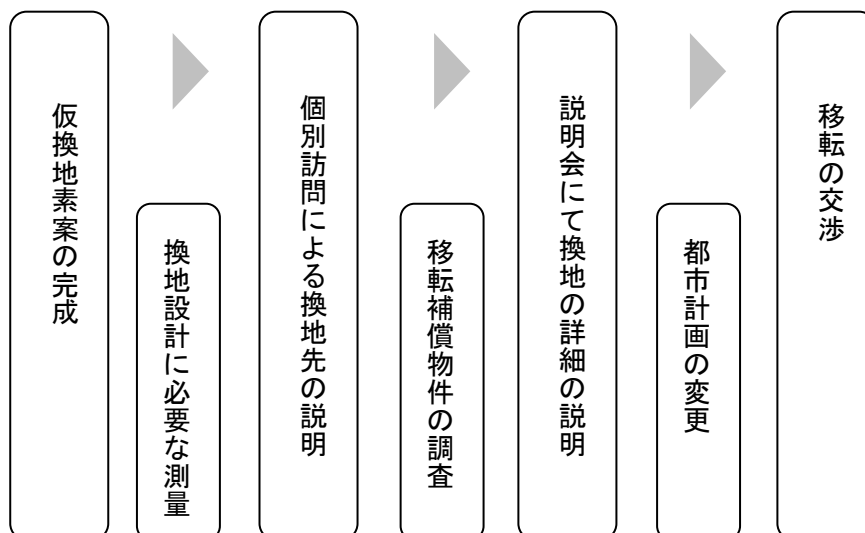
事業の予定



現在「仮換地の指定」に向けて、「仮換地素案の作成」に取り組んでいます



仮換地指定までの主な事業



中央北整備部からのお知らせ

4月の人事異動に伴い、下記のような体制となりました。
職員一同より一層努力して参りますので、よろしくお願いいたします。



中央北整備部からのお願い

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています！

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL：072-740-1214 FAX：072-740-1330

日時：午前9時～午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>